

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 川口市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.6%
全職員	86.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	93.5%
本庁課長相当職	97.2%
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	95.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.0%
31～35年	94.8%
26～30年	95.1%
21～25年	92.7%
16～20年	91.8%
11～15年	93.8%
6～10年	90.9%
1～5年	77.5%

【説明欄】

次の要因により、男女間における平均給与額の差異が生じています。

- (1) 扶養手当、住居手当について、男性が女性より受給割合が高いため。
- (2) 管理職手当について、男性が女性より管理職の割合が高いため。
- (3) 時間外勤務手当について、男性が女性より時間外勤務の実施時間数が多いため。
- (4) 勤続年数「1年～5年」の職員について、国や県からの派遣等により職員となった者を当該区分に含めているが、これらの者は任用にあたって上位の級での格付けとなることが多く、また、男性の方が多いため。

なお、会計年度任用職員については、フルタイム会計年度任用職員のみを対象としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。